市町村数の変遷(全国・奈良県)

年月		全[奈良県				備考	
	市	町 木	計計	市	町	村	計	
明治21(1888)年末		71,31	4 71,314	_	261	1,333	1,594	市制町村制施行(明治22年4月1日) (明治21年4月17日 法律第1号)

「明治の大合併」

近代的地方自治制度である「市制町村制」の施行に伴い、行政上の目的(教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理)に合った規模と自治体としての町村の単位(江戸時代から引き継がれた自然集落)との隔たりをなくすために、町村合併標準提示(明治21年6月13日内務大臣訓令第352号)に基づき、約300~500戸を標準規模として全国的に行われた町村合併。結果として、町村数は約5分の1に。

明治22年		15,820		15,820	1	10	152	162	
大正11(1922)年	91	1,242	10,982	12,315	1	20	134	155	
昭和20(1945)年10月	205	1,797	8,518	10,520	1	29	113	143	
昭和28(1953)年10月	286	1,966	7,616	9,868	2	32	104	138	町村合併促進法施行 (昭和28年10月1日 法律第 258号)

「昭和の大合併」

戦後、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、 行政事務の能率的処理のためには規模の合理化が必要とされた。昭和28年の町村合併促進法(第3条「町村はおおむね、8000人以上の住民を有するのを標準」)及びこれに続く昭和31年の新市町村建設促進法により、「町村数を約3分の1に減少することを目途」とする町村合併促進基本計画(昭28年10月30日 閣議決定)の達成を図ったもの。約8000人という数字は、新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口。昭和28年から昭和36年までに、市町村数はほぼ3分の1に。

昭和31(1956)年4月	495	1,870	2,303	4,668	5	23	68	96	新市町村建設促進法施行 (昭和31年6月30日 法律第 164号)
昭和36(1961)年6月	556	1,935	981	3,472	8	15	25	48	新市町村建設促進法一部失効 (昭和36年6月29日)
昭和40(1965)年4月	560	2,005	827	3,392	8	14	25	47	市町村の合併の特例に関する法律施行 (昭和40年3月29日 法律第6号)
昭和50(1975)年4月	643	1,974	640	3,257	9	20	18	47	市町村の合併の特例に関する法律の 一部を改正する法律施行 (昭和50年3月28日 法律第5号)
昭和60(1985)年4月	651	2,001	601	3,253	9	20	18	47	市町村の合併の特例に関する法律の 一部を改正する法律施行 (昭和60年3月30日 法律第14号)
平成7(1995)年4月	663	1,994	577	3,234	10	20	17	47	市町村の合併の特例に関する法律の 一部を改正する法律施行 (平成7年3月29日 法律第50号)
平成11(1999)年4月	671	1,990	568	3,229	10	20	17	47	地方分権の推進を図るための関係法 律の整備等に関する法律一部施行 (平成11年7月16日 法律第87号)
平成14(2002)年4月	675	1,981	562	3,218	10	20	17	47	地方自治法等の一部を改正する法律 一部施行 (平成14年3月30日 法律第4号)
平成16(2004)年5月	695	1,872	533	3,100	10	20	17	47	市町村の合併の特例に関する法律の 一部を改正する法律施行 (平成16年 5月26日法律第58号)
平成16(2004)年10月1日	703	1,813	514	3,030	11	18	17	46	新庄町、當麻町合併 (旧合併特例法適用)
平成17(2005)年4月1日	739	1,317	339	2,395	11	18	15	44	市町村の合併の特例等に関する法律施行 (平成16年5月26日 法律第59号) 奈良市、月ヶ瀬村、都祁村合併 (旧合併特例法適用)
平成17(2005)年9月25日	745	1,253	316	2,314	11	18	13	42	五條市、西吉野村、大塔村合併 (旧合併特例法適用)
平成18(2006)年1月1日	761	1,044	247	2,052	12	15	12	39	大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村 合併 (旧合併特例法適用)
平成18(2006)年3月31日	777	846	198	1,821	12	15	12	39	市町村の合併の特例に関する法律 経過措置終了

<県内市町村数の推移>

明治の大合併 (M21末→M22末) 1,594 → 162 昭和の大合併 (S28.10→S36.6) 138 → 48 平成の合併 (H11.4→H18.3末) 47 → 39

本県における平成の合併では、平成16年10月以降、4地域で合併が行われ、平成18年3月末現在の市町村数は39となっています。